

第1次鳥獣保護管理事業計画書

平成24年4月 1日から

5年間

平成29年3月31日まで

(平成27年5月29日変更)

鳥 取 県

目次

第一 鳥取県の現状と鳥獣保護管理事業の推進	
1 本県の野生鳥獣の生息環境	1
2 本県の野生鳥獣問題	1
3 本県の狩猟者の状況	1
4 鳥獣保護管理事業の推進方針	1
第二 計画の期間	2
第三 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	
1 鳥獣保護区の指定	
(1) 方針	2
(2) 鳥獣保護区の指定等の計画	3
2 特別保護地区の指定	
(1) 方針	4
(2) 特別保護地区の指定計画	5
3 休猟区の指定	5
4 鳥獣保護区の整備等	
(1) 方針	6
(2) 整備等計画	6
第四 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	
1 鳥獣の人工増殖	6
2 放鳥獣の方針（傷病鳥獣の保護収容後及び錯誤捕獲後の放鳥獣等を除く。）	6
第五 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方	
(1) 希少鳥獣	6
(2) 狩猟鳥獣	6
(3) 外来鳥獣等	7
(4) 指定管理鳥獣	7
(5) 一般鳥獣	7
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の考え方	
(1) 許可しない場合の基本的考え方	7
(2) 許可する場合の基本的考え方	
① 学術研究を目的とする場合	8
② 鳥獣の保護を目的とする場合	8
③ 鳥獣の管理を目的とする場合	8
④ その他特別な事由を目的とする場合	8
(3) わなの使用に当たっての許可基準	9
(4) 許可に当たっての条件についての考え方	9
(5) 許可権限の市町村長への移譲	9
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	9
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	10
(8) 捕獲等又は採取等に関する情報の収集	10
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	10
3 学術研究を目的とする場合の許可基準	
(1) 学術研究	10
(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）	11
4 鳥獣の保護を目的とする場合の許可基準	
(1) 第一種特定計画に基づく鳥獣の保護	11
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	12
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	12
5 鳥獣の管理を目的とする場合の許可基準	
(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合の許可基準	
① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	12
② 鳥獣による被害発生予察表	12
③ 鳥獣の適正管理の実施	14
④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	14
⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備	16
⑥ 留意事項	16
(2) 第二種特定計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合の許可基準	17
6 その他特別な事由による場合の許可基準	
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	17
(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	17
(3) 鵜飼漁業への利用	17
(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	18
(5) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	18
7 鳥獣の飼養の適正化	18
8 販売禁止鳥獣等	
(1) 許可の考え方	19
(2) 許可の条件	19

第六 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定	
(1) 方針	19
(2) 特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定計画	19
(3) 特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定内訳	20
(4) 特定猟具(わな)使用禁止区域の指定計画	20
2 特定猟具使用制限区域の指定方針	20
3 猟区設定のための指導	21
4 指定猟法禁止区域	21

第七 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	21
2 実施計画の作成に関する方針	22

第八 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針	22
2 鳥獣保護対策調査	
(1) 方針	22
(2) 鳥獣生息状況調査	22
(3) 希少鳥獣保護調査	22
(4) ガン・カモ・ハクチョウ類渡来状況調査	23
(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	23
3 狩猟対策調査	
(1) 方針	23
(2) 狩猟鳥獣生息調査	23
(3) 狩猟実態調査	23
4 有害鳥獣対策調査	
(1) 方針	24
(2) 調査の概要	24

第九 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員	
(1) 方針	24
(2) 設置計画	24
(3) 研修計画	24
2 鳥獣保護員	
(1) 方針	24
(2) 設置計画	25
(3) 年間活動計画	25
(4) 研修計画	25
3 保護管理の担い手の育成	
(1) 方針	25
(2) 研修計画	25
(3) 狩猟者の減少防止対策	25
4 鳥獣保護センター等の設置	26
5 取締り	
(1) 方針	26
(2) 年間計画	26
6 必要な財源の確保	26

第十 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	26
2 狩猟の適正管理	26
3 入猟者承認制度に関する事項	26
4 傷病鳥獣救護の基本的な対応	27
5 安易な餌付けの防止	27
6 感染症への対応	27
7 普及啓発	
(1) 鳥獣の保護管理についての普及等	28
(2) 野鳥の観察施設等	28
(3) 愛鳥モデル校の指定	29
(4) 法令の普及徹底	29

第一 鳥取県の現状と鳥獣保護管理事業の推進

1 本県の野生鳥獣の生息環境

本県は、豊かな自然に恵まれ、県土に占める林野面積の比率は約74パーセントと高く、野生鳥獣の生息に適した環境を多く有している。特に、中国地方最高峰であり多くの鳥獣が生息する大山や、イヌワシ、ツキノワグマ等の希少な動物の生息する氷ノ山及びラムサール条約登録湿地でありコハクチョウの越冬渡来地の南限である中海は、本県の代表的な野生鳥獣の生息地となっている。

一方で燃料革命以降、薪炭林は放棄され、中山間地域の過疎・高齢化等により耕作放棄地や手入れがされない森林が増加しており、地域の人々の生活や生産活動によって育まれてきた身近な里山の自然環境が失われつつある。

2 本県の野生鳥獣問題

本県ではかつてスズメ、野ねずみ類、ノウサギ等の小型、中型鳥獣による農林業被害が大きな問題であったが、近年はイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ等の大型獣類による被害が問題となっている。イノシシは、海岸沿いの一部地域を除く県内全域に分布を拡大し、カラスとともに農作物等に甚大な被害を与えている。ニホンジカは、県東部地域を中心に生息頭数が急激に増加傾向にあり、農林作物被害のみならず森林植生の衰退等の甚大な被害も発生してきている。ツキノワグマは、以前は県東部の山間部でしか確認されておらず、絶滅が危惧されていたが、狩猟の自粛・禁止等保護を進めた結果、生息数、分布ともに増加、拡大傾向であり、平成14年と平成22年の秋には、集落近くへ大量出没し、人身被害も発生して人間社会との軋れきが大きく増加した。

加えて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）で、特定外来生物に指定されているヌートリア、アライグマが分布を拡大しており、ヌートリアは県内のほぼ全域で確認され、アライグマは県東部地域を中心に分布を拡大しているが、県西部での捕獲事例もある。更に、平成22年には八頭郡若桜町内でハクビシンが、県内で初めて確認されており、今後ますます外来種による生活環境、農作物、生態系への被害増加が懸念される。

3 本県の狩猟者の状況

狩猟は、趣味や肉等の資源利用としての側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として鳥獣被害防止に重要な役割を果たしてきた。しかし、レジャーの多様化、猟銃所持規制の強化等により狩猟者は減少し、平成22年度の県内の狩猟免許所持者はのべ1,815人であり、実際に狩猟登録したのは1,020人となっている。特に第一種銃猟者（装薬銃）の減少が著しく、平成21年度にはわな猟免許所持者が、第一種銃猟免許所持者を上回っている。加えて高齢化も進んでおり、狩猟免許所持者のうち60歳以上の割合は65%を越えている。今後、更に狩猟者の高齢化、減少が進むことが予想されることから、狩猟者の育成・確保、地域ぐるみでの取組及び隣接地域との連携の推進を図るとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく鳥獣被害対策実施隊等の新たな捕獲体制を検討して、鳥獣の個体数調整の担い手の確保を図る必要がある。

なお、違法な捕獲や、狩猟での違反も依然としてみられ、全国では有害捕獲時等で銃やわなによる事故も発生していることから、本県でも猟具の使用による危険の予防等の狩猟の適正化を図ることが求められている。

4 鳥獣保護管理事業の推進方針

野生鳥獣の保護や、その対策の実施に当たっては、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）に留意しつつ、鳥獣の保護及び管理は生物の多様性に関する条約第10回締約国会議の新戦略計画（愛知目標）の達成に向けての重要な要素であることを認識するとともに鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との連携や、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）を踏まえた活動等を、推進することが重要である。

鳥獣保護管理事業は、国際的、全国的、地域的にそれぞれの視点で関係者間の合意形成を図りながら、野生鳥獣の種及び地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害防止を基本とし、市町村や関係団体等との連携の下、実施していく必要がある。また、鳥獣の保護及び管理は、原因と結果の関係が不明確な自然界という不確実性を持つものとしてとらえ、その不確実性を前提とした順応的な管理であり、適宜見直すことが重要である。

多様な主体の参加と連携を通じて鳥獣保護区の管理や第一種特定鳥獣保護計画（以下「第一種特定計画」という。）及び第二種特定鳥獣管理計画（以下「第二種特定計画」という。）の実施等を充実、実効性を高め、併せて狩猟の適正化を一層推進し、生物多様性の確保及び生活環境の保全、さらには農林水産業の健全な発展及び地域の活性化に寄与するとともに、野生鳥獣と人との軋れきを軽減して共存し、自然豊かな郷土を後世まで伝えることを目的に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、第11次鳥獣保護管理事業計画（以下「本計画」という。）を定める。

第二 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成26年法律第46号）の施行の日において変更し、第11次鳥獣保護管理事業計画とする。

第三 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する方針

本県では、野生鳥獣の保護繁殖を図るために、野生鳥獣の生息に適した区域を鳥獣保護区への指定を推進した結果、平成23年度末現在、国指定5,987ヘクタール、県指定19,310ヘクタール、合計25,297ヘクタールが鳥獣保護区に指定されており、鳥獣保護区は、県土面積の約7.2パーセントを占めることになる。

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止し、その安定した生存を確保するとともに多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することで鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

指定に当たっては環境大臣が指定する計画との連携を図るとともに、鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は原則10年とし、地域の自然的、社会的状況の変化に応じて随時存続期間の見直しを行う。

鳥獣保護区の指定、更新及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地より当該鳥獣の保護のため重要と認める区域を指定するとともに、地域全体の生物多様性保全の観点より県内に偏りなく配置されるよう配慮する。

自然公園法（昭和32年法律第161号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域で、鳥獣の保護上重要な地域はできる限り鳥獣保護区に包含するようにするとともに、法第35条第1項に基づく特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努める。

市街地の周辺で、都市環境の改善等のために鳥獣の誘致を図る場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても指定に努める。

また、地域の実情に応じて自然とのふれあいの場や、鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するための鳥獣保護区の指定にも努める。

生息地が分断された鳥獣の保護を図るために、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等で鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することで、鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域について鳥獣保護区の指定を検討していくこととする。

② 指定区分ごとの方針

鳥獣保護区の指定に当たっては、以下の6区分に従うものとする。

1) 森林鳥獣生息地の保護区

主に森林に生息する鳥獣の保護を図るための保護区。地域における生物多様性の確保に資するよう低山帯から高山帯まで配置するように努めるものとする。多様な鳥獣が生息する地域又は鳥獣の生息密度の高い地域のうち、天然林など林相地形が変化に富む地域、溪流や沼沢を含む地域、餌となる動植物が豊富な地域を指定するものとする。

2) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類の保護を図るための保護区。これら鳥獣の渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち、現在、渡来する鳥類の種又は個体数の多い地域や、か

つて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられる地域を指定するものとする。指定に当たっては、採餌や休息の場又はねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含めることとする。

3) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るための保護区。島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち、特に必要な地域を指定するものとする。

4) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストの絶滅危惧ⅠA・ⅠB類若しくはⅡ類に該当する鳥獣又は絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、本県が作成したレッドリストで絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類に該当する鳥獣、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で特定希少野生動植物及び希少野生動植物に指定されている鳥獣、その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これら鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区として指定するものとする。

5) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域、又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち、特に必要な地域について、生息地回廊の保護区として指定を検討するものとする。

6) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域、又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定するものとする。

(2) 鳥獣保護区の指定等の計画

既設の県指定鳥獣保護区20箇所のうち15箇所、面積では76%にあたる14,682haが期間満了となる。これら鳥獣保護区はいずれも野生鳥獣の生息に適した地域であることから、積極的に期間更新することとする。

また、オオタカの生息が確認されている大山町豊房地内の清水原特定猟具（銃器）使用禁止区域周辺地域について、希少鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の指定を検討する。

(第1表)

区 分	既指定鳥獣保護区	本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区							本計画期間に指定する鳥獣保護区						計画期間中の増△減	計画終了時の鳥獣保護区
		24年度	25	26	27	28	計	24年度	25	26	27	28	計			
森林鳥獣生息地	箇所 12箇所 面積 16,542ha	4	3	2	1		10	4	3	2	1		10		12箇所 16,542ha	
集団渡来地	箇所 3箇所 面積 2,218ha					1	1						1	1	3箇所 2,218ha	
希少鳥獣生息地	箇所 1箇所 面積 302ha		1				1		2					2	2箇所 406ha	
身近な鳥獣生息地	箇所 4箇所 面積 248ha	1	2				3	1	2					3	4箇所 248ha	
合 計	箇所 20箇所 面積 19,310ha	5	6	2	1	1	15	5	7	2	1	1	16	1	21箇所 19,414ha	

① 鳥獣保護区の新規指定計画

清水原特定猟具（銃器）使用禁止区域周辺地域について鳥獣保護区の指定を検討する。

(第2表)

年 度	指定所在地	指定区分	予定名称	指定面積	指定期間	備 考
平成25年度	大山町豊房地内	希少鳥獣生息地の保護区	大山オオタカの森林鳥獣保護区	104ha	10年	特定猟具（銃器）使用禁止区域から移行
合 計		1箇所		104ha		

②既指定鳥獣保護区の更新計画

本計画期間中に期間満了となる鳥獣保護区は、積極的に期間更新することとする。

(第3表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	区分	指定期間	備考
平成24年度	森林鳥獣生息地の保護区	扇ノ山	期間更新	平成24年11月 1日から 平成34年10月31日まで	
		氷ノ山	期間更新	平成24年11月 1日から 平成34年10月31日まで	
		芦津	期間更新	平成24年11月 1日から 平成34年10月31日まで	
		沢川	期間更新	平成24年11月 1日から 平成34年10月31日まで	
	身近な鳥獣生息地の保護区	布勢桂見	期間更新	平成24年11月 1日から 平成34年10月31日まで	
	計	5箇所			
平成25年度	森林鳥獣生息地の保護区	鷲峰山	期間更新	平成25年11月 1日から 平成35年10月31日まで	
		三徳山	期間更新	平成25年11月 1日から 平成35年10月31日まで	
		鶉ノ池	期間更新	平成25年11月 1日から 平成35年10月31日まで	
	稀少鳥獣生息地の保護区	高鉢山	期間更新	平成25年11月 1日から 平成35年10月31日まで	
	身近な鳥獣生息地の保護区	若桜	期間更新	平成25年11月 1日から 平成35年10月31日まで	
		智頭	期間更新	平成25年11月 1日から 平成35年10月31日まで	
	計	6箇所			
平成26年度	森林鳥獣生息地の保護区	日南湖	期間更新	平成26年11月 1日から 平成36年10月31日まで	
		道後山	期間更新	平成26年11月 1日から 平成36年10月31日まで	
	計	2箇所			
平成27年度	森林鳥獣生息地の保護区	打吹山	期間更新	平成27年11月 1日から 平成37年10月31日まで	
	計	1箇所			
平成28年度	集団渡来地の保護区	千代川	期間更新	平成28年11月 1日から 平成38年10月31日まで	
	計	1箇所			
	合計	15箇所			

2 特別保護地区の指定

(1)方針

①指定に関する方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は重要であることから、鳥獣保護区内において、次項の保護区の区分に従い特別保護地区及び同地区内に法第29条第7項第4号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）の指定を進めるものとする。なお、指定に当たっては、環境大臣が指定する計画との連携を図る

特に良好な生息環境の確保が求められる集団渡来地、集団繁殖地及び稀少鳥獣生息地の保護区については、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成を基本として、全箇所について特別保護地区の指定の可能性について検討する。

なお、特別保護地区の指定に当たっては、その指定の期間は、その特別保護地区を含む鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮するものとする。

②指定区分ごとの方針

1)森林鳥獣生息地の特別保護地区

森林鳥獣生息地の鳥獣保護区内で、特に生息環境の保全上重要な中核的地区となっている区域を指定することとする。

2) 集団渡来地の特別保護地区

集団渡来地の鳥獣保護区内で、渡来する鳥獣の採餌場所又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するように努めるものとする。

3) 集団繁殖地の特別保護地区

集団繁殖地の鳥獣保護区内で保護対象となる鳥類、コウモリ類等の繁殖を確保するために必要と認められる中核的地区について指定するように努めるものとする。

4) 希少鳥獣生息地の特別保護地区

希少鳥獣生息地の鳥獣保護区内で、保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要となる区域を出来る限り広範囲に指定するように努めるものとする。

5) 生息地回廊の特別保護地区

生息地回廊の鳥獣保護区内で、保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するように努めるものとする。

6) 身近な鳥獣生息地の当別保護地区

身近な鳥獣生息地の鳥獣保護区内で、鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するものとする。

(2) 特別保護地区の指定計画

特別保護地区は、現在、3か所で375ヘクタールを指定しており、既指定鳥獣保護区（19,310ヘクタール）の約1.9パーセントとなっている。

なお、3か所の特別保護地区は、全て森林鳥獣生息地の鳥獣保護区内である。

本計画期間中に期間満了となる芦津鳥獣保護区特別保護地区と三徳山鳥獣保護区特別保護地区は積極的に再指定することとする。

(第4表)

区 分	既指定特別保護地区	本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増△減	計画終了時の特別保護地区
		24年度	25	26	27	28	計	24年度	25	26	27	28	計		
森林鳥獣生息地	箇所 面積(ha)	3 375	1 265	1 55			2 320	1 265	1 55			2 320	2 320	3 375	
計	箇所 面積(ha)	3 375	1 265	1 55			2 320	1 265	1 55			2 320	2 320	3 375	

(第5表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		備 考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	
平成24年度	森林鳥獣生息地	芦津鳥獣保護区	2,407ha	平成24年11月1日より平成34年10月31日まで	265ha	平成24年11月1日より平成34年10月31日まで	再指定
平成25年度	森林鳥獣生息地	三徳山鳥獣保護区	374	平成25年11月1日より平成35年10月31日まで	55	平成25年11月1日より平成35年10月31日まで	再指定
合 計		2箇所	2,781		320		

3 休猟区の指定

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している区域において、狩猟者の入込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。また、休猟区の指定に当たっては、狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りが無いよう配慮するものとする。

なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとし、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、休猟区においても、特定計画が定められた特定鳥獣については、狩猟を行うことができる特例制度（以下「特例休猟区」という。）の活用を進めるものとする。

現時点で本県においては、休猟区の指定箇所は無いが、農林作物の被害状況や地域関係者の意向を踏まえ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとし、指定期間は3年以内とする。特例休猟区の指定期間についても、同様とする。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

① 管理施設の設置

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識の設置又は更新を行う。また、必要に応じて案内板等の整備も検討する。

② 観察等利用施設の整備

鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から鳥獣の保護上支障のない範囲で観察路等の整備を検討する。

③ 調査、巡視等管理

鳥獣保護管理員等が巡視を行い適正管理に努めるとともに、保護区内の鳥獣の生息状況や環境条件の変化等の把握に努める。

④ 保全事業の実施

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

(2) 整備等計画

標識類を老朽化したものから順次交換し、状況に応じて新規に設置を検討する。

(第6表)

区 分	現 況	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標識類の整備	老朽化したものから順次更新	60本	60本	60本	60本	60本

第四 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、本県が作成したレッドリストで絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類に該当する鳥獣、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で特定希少野生動植物及び希少野生動植物に指定されている鳥獣、その他の絶滅のおそれのある鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護を図る必要のあるものについては、環境省による「絶滅のおそれのある野生動植物の域外保全に関する基本方針」等に沿って、必要に応じてその人工増殖の可能性を検討するものとするが、現時点で県内においてはその対象となる種はない。

2 放鳥獣の方針（傷病鳥獣の保護収容後及び錯誤捕獲後の放鳥獣等を除く。）

第10次鳥獣保護事業計画の期間内においては、キジの放鳥を5年間で2,000羽実施したが、その効果を疑問視する声や遺伝子攪乱を指摘する声があることからキジの放鳥は中止する。

また、獣類については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、特に必要のある場合を除き、放獣は行わないよう指導するものとする。

第五 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

① 対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類・Ⅱ類に該当する鳥獣及び絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、鳥取県が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類に該当する鳥獣、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で特定希少野生動植物及び希少野生動植物に指定されている鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護及び管理のため、生息調査等により生息状況や生息環境の把握に努め、必要に応じて鳥獣保護区の指定等を行い、種及び地域個体群の存続を図る。また、特定希少野生動植物については必要に応じて保護管理事業計画に基づく保全事業等を行い、種及び地域個体群の保護を図るものとする。

(2) 狩猟鳥獣

①対象種

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。)第3条に指定されている鳥獣とする。

②保護及び管理の考え方

- 1) イノシシ及びニホンジカについては、第二種特定計画を策定し、県下全域において狩猟期間の延長等の狩猟規制の緩和を実施して、生物多様性に留意しながら、個体数の削減を図る。
- 2) ツキノワグマについては、第一種特定計画を策定し、狩猟による捕獲を禁止するとともに有害捕獲の基準を定めて個体群の維持を図りつつ、生息状況に応じた対応で人身被害等の防止対策を推進する。

(3) 外来鳥獣等

①対象種

本来、本県に生息しておらず、人為的に本県に導入された鳥獣あるいは人為的に日本に持ち込まれた後、鳥取県に分布を拡大した種とする。

②保護及び管理の考え方

生息状況や生息環境の情報収集に努めるものとする。
また、外来生物法に基づき、特定外来生物に指定されているヌートリア、アライグマについては、狩猟、有害鳥獣捕獲及び外来生物法に基づく防除実施計画による捕獲を推進し、被害の防止を図るとともに根絶を目指す。

(4) 指定管理鳥獣

①対象種

指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣(希少鳥獣を除く。)として、法第2条第5項に基づき環境大臣が定めるものとする。

②管理の考え方

指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進するものとする。

県内における指定管理鳥獣の生息状況、被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努めるものとする。

(5) 一般鳥獣

①対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣及び外来鳥獣以外の鳥獣とする。

②保護及び管理の考え方

生息調査等により生息状況等の把握に努めることとし、分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じて希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じるものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の考え方

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可をしないものとする。

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りでない。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ④ 捕獲等又は採取等によって第一種特定計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に

重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

- ⑤ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ⑥ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは社寺境内及び墓地の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
- ⑦ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- ⑧ 愛玩のための飼養を目的とした捕獲の場合。野生鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあることに加え、野生鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にも反するため、愛玩のための飼養を目的とした鳥獣捕獲許可は認めない。
- ⑨ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠であって、適正な研究計画の下で行われるものとする。

② 鳥獣の保護を目的とする場合

1) 第一種特定計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合

第一種特定計画に基づく第一種特定鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護の一環として、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持するために必要な範囲内で行われるものとする。

2) その他鳥獣の保護を目的とする場合

上記以外の鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。

イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

③ 鳥獣の管理を目的とする場合

1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下、この第五の項目において「被害」という。）が現に生じているか、又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

2) 第二種特定計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合

第二種特定計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等は、科学的・計画的な管理の一環として、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な範囲に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるために必要な範囲内で行われるものとする。

④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とする。

1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において、飼育展示するために捕獲又は採取をする場合。

2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は

採取をする場合。

3) 鵜飼漁業への利用の目的

鵜飼漁業者が、漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。

4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

特定の祭礼行事に鳥類を利用し、又は伝統的な生活様式を伝承するために獣類を利用する場合。

5) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的

環境教育への利用、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業のための個体の追跡等を目的として捕獲等又は採取等をする場合等。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲の場合は、以下の基準を満たすものについて許可を行うこととする。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（②、③の場合を除く。）

1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

② イノシシ及びビノホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、締付け防止金具及びよりもどしを装着したものであること。ただし、捕獲時期、わなの設置場所等を考慮しながら、ツキノワグマの錯誤捕獲が発生しないよう努めるとともに、万一、錯誤捕獲が発生した場合は、原則、速やかに放獣するものとする。

③ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

原則、はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定計画に係る鳥獣の管理に必要な場合においては、適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への移譲

知事の権限に属する事務のうち、鳥獣の捕獲等の許可(被害の防止を目的とするものに限る。)は、一部の鳥獣を除き、市町村長に権限を移譲している。

ツキノワグマについては、一部の市町に権限の委譲がなされているが、その行動範囲から広域的な視点で保護管理を行う必要があるため、権限を委譲した市町村長に対して、鳥取県ツキノワグマ保護計画に従った適切な保護管理が行われるよう指示するものとする。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする（なお、農業又は林業の事業活動に伴うネズミ・モグラ類の捕獲許可は不要であるが、それ以外はネズミ・モグラ類の捕獲についても許可は必要である。また、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合で、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合は、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。）。

② ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合は、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、誘引する餌、餌付けの方法等を工夫して錯誤捕獲を防止す

るよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努める。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設するなど適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。) 捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究及び環境教育などに利用できる場合は、努めてこれらに利用するよう指導するものとする。

捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにさせるものとする。特に、ツキノワグマについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タグ)の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用はできないこと、原則として放鳥獣を行うことを、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切な対応に努めることとする。

申請者に対して、狩猟鳥獣以外の捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ十分周知を図るものとする。

(8) 捕獲等又は採取等に関する情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じて写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。

傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に行い、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等を行い、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は、特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲の実施を確保するものとする。

このような種については、有害鳥獣捕獲等を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面に指導するとともに、地域の関係者の理解の下に捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させること等により、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

3 学術研究を目的とする場合の許可基準

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の1)から4)のいずれにも該当するものとする。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、獣医学、医学、薬学等に関する学術研究であること。
ただし、学術研究が単に付随的なものである場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性又は生理等に関する研究であること。
また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、原則として、学会又は学術誌等により一般に公表されるものであること。

②許可対象者

理学、農学、獣医学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はその者から依頼を受けた者

③鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究等を目的とする場合は、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。

④期間

1年以内

⑤区域

研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除くものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。

⑥方法

次に掲げる条件に適合するものとする。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。

⑦鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次に掲げる条件に適合するものとする。

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められる数であること。

2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置は原則行わないこと。

3) 電波発信器、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信器を装着する場合には、原則として、必要期間経過後、短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

①許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

②鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては鳥類各種各2,000羽以内、当該調査を主たる業務としてはいないが、3年以上継続して当該調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要と認められる種については、この限りでない。

③期間

1年以内

④区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。

⑤方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

4 鳥獣の保護を目的とする場合の許可基準

(1) 第一種特定計画に基づく鳥獣の保護

①許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

②鳥獣の種類・数

第一種特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

③期間

第一種特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。

④区域

第一種特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

①許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）。

②鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。

③期間

1年以内。

④区域

申請者の職務上必要な区域。

⑤方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。

ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

①許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

②鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。

③期間

1年以内。

④区域

必要と認められる区域。

⑤方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。

ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

5 鳥獣の管理を目的とする場合の許可基準

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合の許可基準

①有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護又は管理との両立を図るため、総合的で効果的な防除方法や狩猟を含む個体群管理等の鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策を講じるよう努めるものとする。

②鳥獣による被害発生予察表

1) 予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、ウソ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣（ハクビシン、カワラバト（ドバト）等）等の鳥獣を対象とし（ただし、在来種で地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの

高い地域個体群を除くこととする。)、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとするが、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別の被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、作成するものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地域ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

予察捕獲は通常、有害鳥獣捕獲を目的とする捕獲許可として取り扱うものであるが、第二種特定計画の対象地域においては、予察捕獲による捕獲は第二種特定鳥獣の数の調整に資するものでもあるから、第二種特定鳥獣の数の調整を目的とする捕獲許可として取り扱うことを検討する。

2) 予察表

(第7表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
イノシシ	水稲、果樹、野菜、筍他	←															→	県下全域	
ヌートリア	水稲、野菜他生態系被害	←																→	県下全域
ニホンザル	果樹、野菜	←																→	八頭町
ニホンジカ	造林木、水稲、野菜他	←																→	県下全域
アライグマ	果樹、野菜他生態系被害	←																→	県下全域
ハクビシン	果樹被害生態系被害	←																→	県下全域
ハシボソガラス ハシブトガラス	果樹、野菜、航空障害	←																→	県下全域、飛行場
カワラバト (ドバト)	生活被害生態系被害	←																→	県下全域
トビ	航空障害	←																→	飛行場

注) 外来生物法第2条に基づき特定外来生物に指定された種の中で、県内で生息が確認された野生鳥獣については、予察の対象鳥獣として取り扱う。

③鳥獣の適正管理の実施

1)方針

農林作物等への被害、生活環境や生態系への影響を及ぼし又はそのおそれのある鳥獣について、生物多様性の保全に留意しつつ、農林水産業の健全な発展とこれらの鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的かつ効果的な防除方法や狩猟を含む鳥獣の適正な個体群管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

2)防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

(第8表)

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備考
イノシシ・ニホンジカ	平成24年度～28年度	第二種特定計画に基づき、関係機関、市町村、農業団体などと連携し、効果的な被害防止対策の普及啓発を行う。また、市街地等周辺における出没に対し、対応方法の周知を行う。 個体群管理は第二種特定計画に基づき実施する。	
ツキノワグマ	平成24年度～28年度	第一種特定計画に基づき、地域住民、農林業者、市町村、関係団体等の理解・協力を得ながら、被害防止対策を実施する。人身被害防止のため、遭遇回避方法の普及啓発を行う。 個体群管理は第一種特定計画に基づき実施する。	

④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、ウソ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等（ハクビシン、カラバト（ドバト）等）以外の鳥獣については、被害等が生じることが稀であるか、又は第二種特定計画に基づき計画的に捕獲すべきであり、従来の許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、第一種特定計画を策定している鳥獣又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

また、アライグマやヌートリアなどの外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等について設定するものとする。

1)許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に動向の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）であって、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は捕獲方法に応じた狩猟免許を所持する者とするものとする。ただし、狩猟免許を所持しない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、チョウセンイタチ、カラス、ドバト等の中小型の鳥獣を捕獲する場合は許可することができるものとする。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。さらに、有害鳥獣捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法を適切に選択するよう指導するものとする。

なお、法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用以外の方法であって、従事者の中に捕獲方法に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができる。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。

当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。さらに、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに従事者の台帳を整備するよう、十分に指導するものとする。

2) 鳥獣の種類・数

ア 有害鳥獣捕獲の対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし、第二種特定鳥獣については、その捕獲は第二種特定鳥獣の数の調整に資するものでもあるから、第二種特定鳥獣の数の調整を目的とする捕獲許可として取り扱うことを検討する。

イ) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次のア)又はイ)に該当する場合にのみ行うものとする。

ア) 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

イ) 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

ウ 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数(羽、頭、個)とする。

ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、ア～ウは適用しない。

3) 期間

ア 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として、被害等が生じている時期のうち最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするものとする。

ただし、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

イ 有害鳥獣捕獲の対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

ウ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟(法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。)又は狩猟期間の延長と誤認されないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応するものとする。

エ 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

4) 区域

ア 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動域を踏まえて、被害等の発生地域及びその隣接地等を対象に設定するものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。

イ 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、有害鳥獣捕獲が効果的に実施されるよう、市町村に助言を行うものとする。また、被害等が県をまたがって発生する場合においては、関係県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、周辺県との連携に努める。

ウ 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護及び管理の適正な実施に向けて、短期間で効率よく捕獲される手法等による実施を図るものとし、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、希少鳥獣生息地、集団渡来地、集団繁殖地の保護区等鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、被害防除対策及び生息環境の改善等の重点的な実施とともに、個体数調整の推進を図るものとする。

なお、本県においては休猟区は設定されていないが、設定された場合は休猟区での特定計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用等を検討するものとする。

5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、捕獲対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域にあつては、鉛製銃弾は使用しないものとする。また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等には、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとる場合は、結果として被害等の発生の遠因を生じさせないよう指導するものとする。

⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。

特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止措置法に基づく市町村の被害防止計画との整合性を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

1) 捕獲班等の編成

イノシシ、ニホンジカ等の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲班（有害鳥獣捕獲を目的として編成された班をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するとともに、鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導するものとする。

また、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組等を検討するものとする。捕獲班員の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動可能な者等を班員として選定するよう指導し、捕獲班や鳥獣被害対策実施隊等において指導を行う者の確保に当たっては、環境省等の鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材の確保等のための制度や研修会等の積極的な活用を図るものとする。

なお、当該市町村内での捕獲班の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲班を編成することとし、その実施者の養成と確保に努めるよう関係市町村に助言するものとする。

2) 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、県鳥獣行政部局と農林水産行政部局等の関係部局や森林管理局、地方農政局及び環境省地方環境事務所等との連携強化に努めるとともに、関係地域において市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう助言するものとする。

3) 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の県民への周知等、的確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとする。

⑥ 留意事項

1) 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前の関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章等を装着させるものとする。

る。

また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等によりそれらが適性に実施されるよう対処するものとする。

2) 集合住宅地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的とする捕獲として法第9条第1項の規定による環境大臣又は都道府県知事の許可のほか、法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻酔薬を使用する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

3) 第二種特定計画に基づく鳥獣の数の調整との関係

第二種特定計画の対象地域において、第二種特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、第二種特定計画に基づく数の調整目的とする捕獲として取り扱うことを検討するが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、第二種特定計画における捕獲目標数との整合性を図るものとする。

(2) 第二種特定計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合の許可基準

第二種特定計画に基づくイノシシ及びニホンジカの個体数調整を目的とした捕獲等の許可は、第二種特定計画の目的が適正に達成されるよう第二種特定計画及び5(1)④の基準に準じて行うものとする。

6 その他特別の事由による場合の許可基準

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

① 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭、個)。

③ 期間

6か月以内。

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。

ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

① 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数(羽、個)とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は、放鳥予定地の個体とする。

③ 期間

6か月以内。

④ 区域

県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。)とする。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑤ 方法

網、わな又は手捕。

(3) 鶺鴒飼養への利用の目的

① 許可対象者

鶺鴒飼養業者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の数

鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽、個）。

③期間

6か月以内。

④区域

原則として、規則第7条第1項第6号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。

⑤方法

手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、他の方法によることができる。

(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

①許可対象者

祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。

②鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。

③期間

30日以内。

④区域

原則として、規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。

⑤方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(5) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて、個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。

7 鳥獣の飼養の適正化

法第9条第1項による許可を受けて捕獲した鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣（採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む）を飼養しようとする者は、登録を受けなければならないこととなっている。

なお、愛玩飼養を目的とする場合は、法第9条第1項による捕獲許可については行わないものとしている。

以上をふまえ、鳥類の飼養が適正に行われるよう以下の点に留意し、足環の装着等適正な管理を行うものとする。

- (1) 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環装着）を照合し確認した上で行うこと。
- (2) 10年を越える長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- (3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみ行うものとする。
- (4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等の不正な飼養が行われないう留意すること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養も禁止されているので、不正な飼養が行われないう適正な管理に努めること。

8 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可は、以下の①、②のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- ① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリ等の食品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

第六 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用禁止区域は、特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、地域関係者の意向をもとに市街地等の事故発生のおそれのある以下の区域について、必要に応じて指定するものとする。

①銃猟に伴う危険を予防する必要がある地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多くと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

②静穏を保持する必要がある地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)

③わな猟に伴う危険を予防する必要がある地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多くと認められる場所等、わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定計画

本計画期間中には、既指定の特定猟具(銃器)使用禁止区域67箇所中37箇所、面積では54%にあたる6,084haが期間満了となるが、その指定理由を考慮して全箇所を更新する。

また、倉吉市の津原地区について、平成24年度に新規に指定する。

(第9表)

	既指定 特定猟具 使用 禁止区 域	本計画期間に廃止または期間満了によ り消滅する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に指定する特定猟具使用禁 止区域						計画期 間中の 増△減	計画終 了時の 特定猟 具使用 禁止区 域
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	計 (B)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	計 (C)		
箇所	67	11	5	13	4	4	37	12	5	13	4	4	38	1	68
面積(ha)	11,170	1,887	210	2,788	654	544	6,084	1,895	210	2,788	654	544	6,092	8	11,178

(3) 特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定内訳

平成24年度に1箇所を新規指定し、平成24年度から平成28年度までそれぞれ11、5、13、4、4箇所を期間満了に伴い更新していく。

(第10表)

銃猟に伴う危険を予防するための区域					銃猟に伴う危険を予防するための区域							
年度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称	指定 面積 (ha)	指定期間	備考	年度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称	指定 面積 (ha)	指定期間	備考	
平成 24 年度	倉吉市	津原	8.4	H24.11.1～ H34.10.31	新設	平成 26 年度	八頭町	八東川	510	H26.11.1～ H36.10.31	再指定	
	鳥取市	日光池	40	H24.11.1～ H34.10.31	再指定		鳥取市	佐治川ダム	34	H26.11.1～ H36.10.31	再指定	
	三朝町	三朝	11	H24.11.1～ H34.10.31	再指定		倉吉市	新興	133	H26.11.1～ H36.10.31	再指定	
	日南町	三本松	39	H24.11.1～ H34.10.31	再指定		岩美町	本庄堤	21	H26.11.1～ H36.10.31	再指定	
	北栄町	由良川右岸 砂丘地域	355	H24.11.1～ H34.10.31	再指定		鳥取市	玉津	39	H26.11.1～ H36.10.31	再指定	
	伯耆町	三部野	360	H24.11.1～ H34.10.31	再指定		倉吉市	宮谷頭堤	0.3	H26.11.1～ H36.10.31	再指定	
	琴浦町	東伯	855	H24.11.1～ H34.10.31	再指定		米子市	妻木晩田	285	H26.11.1～ H36.10.31	再指定	
	倉吉市	小鴨川	50	H24.11.1～ H34.10.31	再指定		米子市	浅山	151	H26.11.1～ H36.10.31	再指定	
	日南町	福塚	37	H24.11.1～ H34.10.31	再指定		米子市	彦名干拓地	146	H26.11.1～ H36.10.31	再指定	
	日南町	笠木	15	H24.11.1～ H34.10.31	再指定		境港市	中海干拓地	146	H26.11.1～ H36.10.31	再指定	
	日南町	阿毘縁	21	H24.11.1～ H34.10.31	再指定		計	13箇所	2,788.3			
	大山町	清水原	104	H24.11.1～ H34.10.31	再指定		平成 27 年度	鳥取市	水尻池	32	H27.11.1～ H37.10.31	再指定
	計	12箇所	1,895.4					三朝町	三朝高原	277	H27.11.1～ H37.10.31	再指定
	平成 25 年度	倉吉市	大平山	22	H25.11.1～ H35.10.31			再指定	倉吉市	天神川	323	H27.11.1～ H37.10.31
湯梨浜町						米子市		佐陀川	22	H27.11.1～ H37.10.31	再指定	
倉吉市		国府新堤	0.2	H25.11.1～ H35.10.31	再指定	計	4箇所	654				
大山町		報国	91	H25.11.1～ H35.10.31	再指定	平成 28 年度	岩美町	本庄	25	H28.11.1～ H38.10.31	再指定	
倉吉市		農大	19	H25.11.1～ H35.10.31	再指定		北栄町	糠塚	245	H28.11.1～ H38.10.31	再指定	
倉吉市	金谷	79	H25.11.1～ H35.10.31	再指定	米子市		日野川	200	H28.11.1～ H38.10.31	再指定		
計	5箇所	210.2			岩美町		浦富	74	H28.11.1～ H38.10.31	再指定		
鳥取市	上野	368	H26.11.1～ H36.10.31	再指定	計		4箇所	544				
平成 26 年度	鳥取市	千代川	360	H26.11.1～ H36.10.31	再指定	合計	38箇所	6,091.9				
	鳥取市	郡家船岡八 東川	595	H26.11.1～ H36.10.31	再指定							

(4) 特定猟具(わな)使用禁止区域の指定計画

本県では既指定地はなく、本計画期間中の新規指定計画はないが、市町村等の要望に応じて適宜対応していく。

2 特定猟具使用制限区域の指定方針

法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することとする。

とりわけ休猟区解除後の区域について、狩猟者の集中的入猟が予想されるため、人身や財産に対する危険防止の観点から当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するよう努めるものとするが、現在、本県においては休猟区の指定はなく、特定猟具使用制限区域の指定もない。

3 猟区設定のための指導

市町村、猟友者団体等からの猟区設定の要望等について、必要に応じて適正な指導を行う。

4 指定猟法禁止区域

指定猟法禁止区域は、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法を「指定猟法」と定め、当該猟法による鳥獣の捕獲等を禁止する区域を指定するものである。この趣旨に沿い鉛製散弾による水鳥の中毒事故を防止するために平成13年度に4箇所、平成14年度に1箇所の鉛散弾規制地域を指定し、平成18年度中に指定猟法禁止区域（鉛散弾銃猟）に移行した。今後も、必要に応じて指定することとし、他の猟法についても同様とする。

(第11表)

区域名	面積(ha)	指定年次	指定猟法禁止区域への移行	備考
乗越池指定猟法禁止区域	0.7	平成13年10月	平成19年3月	鉛製散弾使用禁止区域から移行
千倉奥堤指定猟法禁止区域	0.5	平成13年10月	平成19年3月	鉛製散弾使用禁止区域から移行
国府川指定猟法禁止区域	17.0	平成13年10月	平成19年3月	鉛製散弾使用禁止区域から移行
猿飛湖指定猟法禁止区域	4.0	平成13年10月	平成19年3月	鉛製散弾使用禁止区域から移行
南崎津川指定猟法禁止区域	5.75	平成13年11月	平成19年3月	鉛製散弾使用禁止区域から移行
合計 5箇所	27.95			

第七 特定計画の作成に関する事項

1 特定計画の作成に関する方針

個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等が生じて人とのあつれきが深刻化し、若しくは自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣、又は生息環境の悪化や分断等により地域個体群として絶滅のおそれが生じており、長期的な観点から当該地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められる鳥獣について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ保護及び管理の目標を設定し、これに基づき個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策等の保護管理事業を総合的に進めることにより、科学的・計画的な保護及び管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図って、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

本計画期間中には、イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマの特定計画を策定している。

(第12表)

計画作成	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	計画の位置付け
平成23年度	農林作物等に甚大な被害を及ぼし、農業生産活動に大きな影響を与えているイノシシによる被害の軽減と個体数の安定的維持を図り、人との共存を図っていく。	イノシシ	平成24年度から平成28年度まで	県下全域	第二種特定鳥獣管理計画(平成27年5月29日変更)
平成23年度	農林業生産物及び森林生態系に被害を及ぼし大きな影響を与えているニホンジカによる被害の軽減と個体数の安定的維持を図り、人との共存を図っていく。	ニホンジカ	平成24年度から平成28年度まで	県下全域	第二種特定鳥獣管理計画(平成27年5月29日変更)
平成23年度	ツキノワグマによる人身被害の回避と農林業被害の軽減を図るとともに、ツキノワグマ地域個体群の長期にわたる安定的維持を図り、人とツキノワグマとの共存を図っていく。	ツキノワグマ	平成24年度から平成28年度まで	県下全域	第一種特定鳥獣保護計画(平成27年5月29日変更)

2 実施計画の作成に関する方針

鳥取県及び鳥獣保護管理事業を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象地域を更に区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成を検討する。

第八 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

自然環境及び鳥獣保護に関する県民の意識が高まりつつあることから、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況及び生息数の推移等を把握し、鳥獣の保護及び管理と狩猟の適正化を推進するため、第10次鳥獣保護事業計画に引き続き、各種調査を必要に応じて実施するものとする。

また、県内の様々な鳥獣の生息状況等を継続的に把握していくため、関係団体等の協力を得て、長期的な資料の収集、分析に努めるものとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

希少鳥獣（オシドリ）保護調査、ガン・カモ・ハクチョウ類渡来状況調査、鳥獣保護区の野生鳥獣生息状況調査等を行い、本県に生息する野生鳥獣の分布状況及び生息数等を把握するものとする。

(2) 鳥獣生息状況調査

県内に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況及び出現の季節等とともに、必要に応じて鳥獣の生態を調査するものとする。

調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査及び現地調査等とし、捕獲報告の活用も検討するとともに、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。

また、本調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握するよう努めるものとする。

(3) 希少鳥獣保護調査

本県の希少野生動植物の保護に関する条例で希少野生動植物に指定されており、県鳥でもあるオシドリの分布、生息数、生息環境、生態等を調査し、生息環境の変化、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、保護対策の検討に資する。

(第13表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
オシドリ	平成24年度 ～28年度	営巣地調査、 水面全域カウント法	大沢池（鳥取市）、本庄池（岩美町） 糸録池（鳥取市）、坂前池（大山町） 日野川（日野町）	年2回

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類渡来状況調査

ガン・カモ・ハクチョウ類渡来状況調査は、県内の渡来地について、その越冬状況等を明らかにするために種別の生息数や生態を調査するものとする。なお、毎年1月中旬に行う調査は、全国的な一斉調査日を基本として行うものとする。

(第14表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
多鯉池、湖山池、水尻池、日光池（鳥取市）、千代川（鳥取市ほか）、本庄池（岩美町）、東郷湖（湯梨浜町）、天神川（倉吉市ほか）、日野川、佐陀川（米子市ほか）、中海（米子市ほか）	平成24年度 ～28年度	水面全域カウント法	11月、1月（一斉調査）に実施 中海については、11月～3月の各月に実施

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区の指定、更新及び管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域において、鳥獣の生息状況、生息環境及び被害等の調査を行うものとする。なお、被害等の調査に当たっては、関係部局の協力を得るものとする。

(第15表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
扇ノ山、氷ノ山、芦津、沢川、打吹山、久松山、岩美、鷲峰山、高鉢山、三徳山、道後山、日南湖、鶴の池、オオタカの森	同一地を原則、隔年毎に実施	ロードサイド法（距離4km×幅40m）により、春秋2回ずつ調査を行う。	その他必要な箇所は随時調査

3 狩猟対策調査

(1) 方針

県内に生息する狩猟鳥獣の捕獲状況を調査することにより、その増減を把握し、狩猟鳥獣の適正な管理を行うとともに、狩猟の適正化を推進するため、以下の調査を必要に応じて行うものとする。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

毎年、第一種銃猟及びわな猟狩猟登録者からイノシシ猟及びニホンジカ猟に関する出猟記録を回収し、生息動向を把握するものとする。

(第16表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ 及び ニホンジカ	平成24年度 ～28年度	第一種銃猟及びわな猟狩猟登録者にイノシシ・ニホンジカ狩猟記録用紙を配布し、下記の情報を記載させた上で回収し、生息動向を把握する。 ①使用猟具（設置台数） ②出猟月日（設置期間） ③出猟場所（市町村名） ④出猟メッシュ番号 ⑤捕獲数（性別） ⑥目撃数	

(3) 狩猟実態調査

毎年、全狩猟者から捕獲した狩猟鳥獣の情報を収集して、狩猟鳥獣の生息動向を把握する。また必要に応じて、狩猟期間における出猟日数等の追加調査を検討するものとする。

(第17表)

対象種類	調査年度	調査内容、調査方法	備考
全狩猟鳥獣	平成24年度 ～28年度	狩猟の実態を把握するため、下記の事項を調査する。 ①捕獲場所（メッシュ番号） ②鳥獣の種類 ③鳥獣の数量 ④猟具の種類	

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、当該被害等を及ぼす主要な鳥獣について、被害等の発生状況、当該鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況及び生息環境等の調査を必要に応じて実施するものとする。

なお、被害状況等については、関係機関等の協力を得ながらその把握に努めるものとする。

(2) 調査の概要

(第18表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ヌートリア、ノウサギ、キツネ、タヌキ、ニホンザル、アライグマ、アナグマ、カラス類、スズメ、カワラバト（ドバト）、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、カモ類、サギ類	平成24年度～28年度	①被害発生状況調査 市町村単位での加害鳥獣別被害状況（被害作物別、被害面積・被害量・被害金額）調査 ②被害防除対策調査 市町村単位での被害防止柵等の防除対策調査	県内全域年間
イノシシ	平成24年度～28年度	分布調査、被害及び被害対策調査、密度指標調査、捕獲個体調査	県内全域
ニホンジカ	平成24年度～28年度	分布調査、被害及び被害対策調査、密度指標調査	県内全域
ツキノワグマ	平成24年度～28年度	分布調査、被害及び被害対策調査、生息状況調査、捕獲個体調査	県内全域

第九 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣保護管理事業を適正に推進するため、鳥獣行政担当職員の適正な配置を行うものとする。

(2) 設置計画

(第19表)

区分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
生活環境部緑豊かな自然課 自然環境保全担当	2人	1人	3人	2人	1人	3人	全県的な事務を所管
各総合事務所生活環境局等 生活安全課		6人	6人		6人	6人	各総合事務所生活環境局等所管区域の事務を所管

(3) 研修計画

次表の計画のほか、必要に応じて市町村担当職員に対する研修会等を計画するものとする。

(第20表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
特別司法警察員研修会	県	年度当初	1回/年	全県	20人	特別司法警察員としての業務遂行に必要な専門的知識を習得し、資質向上を図る。	
野生生物研修	国	適期	1回/年	全国	2人	野生生物保護管理に係る業務遂行に必要な専門的知識を習得する。	
野生鳥獣保護管理技術者研修会	国	適期	1回/年	全国	2人	野生鳥獣保護管理の専門的な知識・経験を有する人材の育成、確保	

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は、法を所管する総合事務所等の実情に応じて配置するものとする。

なお、平成18年度から、自然保護行政の適正かつ効率的な実施のため「鳥取県自然保護監視員制度」を創設している。法第78条に基づく鳥獣保護管理員の業務と自然公園の監視業務を集約し、専門知識を持った自然保護監視員（非常勤職員）を総合事務所等に配置して一括監視体制とすることにより、監視指導体制の強化と監視業務の合理化を図っている。

(2) 設置計画

(第21表)

基準設置数 (A)	平成23年度末		年度別新規配置計画							備考
	人員 (B)	充足率 (B/A)	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (C)	充足率 (C/A)	
5人	5人	100%	0人	0人	0人	0人	0人	5人	100%	

(3) 年間活動計画

鳥獣保護管理員は、月に17日間勤務するものとする。

(第22表)

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区等の管理	←												→	
狩猟取締り									←				→	
県民及び狩猟者の指導	←												→	
鳥獣保護思想の普及啓発	←												→	

(4) 研修計画

鳥獣保護管理員は、自然保護に係る研修ほか、鳥獣保護行政業務遂行に必要な知識、技術等の習得のため、積極的に関連する研修会の参加に努めるものとする。

(第23表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
自然保護等研修	県	適期	1回以上/年	全県	5人	鳥獣保護行政に関する業務遂行に必要な知識等の習得を目的とする。	この他、必要に応じて、行政担当職員向けの研修も受講する。

3 保護及び管理の担い手の育成

(1) 方針

本県の鳥獣被害は依然として深刻な状況にあることから、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発生状況を踏まえた有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施及び地域住民への被害防止対策の普及等の活動を推進し、鳥獣の保護及び管理の担い手並びに鳥獣の保護及び管理に関し専門的知見を有する人材の育成と確保に努めるものとする。

また、鳥獣の保護及び管理の重要な担い手である狩猟者の減少及び高齢化が危惧されていることから、農林家の農林作物被害の自主防衛等に資するため、狩猟免許取得希望者に対して捕獲者養成講習を実施するなど、狩猟者の養成・確保に努めるものとする。

(2) 研修計画

(第24表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生鳥獣管理技術者研修会	国	適期	1回	全国	2人	野生鳥獣の保護及び管理の専門的知識・経験を有する人材の育成、確保	

(3) 狩猟者の減少防止対策

平成12年度から実施している狩猟免許取得希望者に対する捕獲者養成講習会に加えて、若手銃猟者の養成講座、安全狩猟のための狩猟者に対する安全講習会の開催等を実施する。

また、広く県民に向けて狩猟について広報するとともに、狩猟関連団体等が行う狩猟者確保に繋がる活動等を支援し、狩猟者の確保を図る。

4 鳥獣保護センター等の設置

傷病鳥獣の取扱いに関する県民の意見などを参考にしながら、設置について検討する。

5 取締り

(1) 方針

狩猟による事故、鳥獣の違法捕獲及び違法飼養等を未然に防止するため、鳥獣行政担当職員、鳥獣保護管理員、狩猟団体、警察及び市町村が連携して指導取締りを行うとともに、狩猟者のマナーの向上を推進するものとする。また、飼養を目的とする鳥類の違法捕獲については、野鳥関連団体等とも連携を密にして、取締りを実施する。

(2) 年間計画

(第25表)

事 項	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
狩猟取締り									←				→	
狩猟期前後の取締り								↔					↔	
密猟、違法飼養取締り	←													→

6 必要な財源の確保

地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

第十 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

カラス、イノシシ、カワウなどによる農林水産業等被害に加えて、ニホンジカの増加による森林生態系や、ヌートリア、アライグマの外来種による生態系被害等も顕在化しており、野生鳥獣による被害等は依然として深刻な状況にある。一方で、ツキノワグマのように絶滅のおそれのある地域個体群に指定されている種も生息している。

このような状況の中で、イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマについて特定計画を作成し、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策について関係主体が連携し、総合的な推進を図ることが必要である。

また、特定計画の作成、実施による適切な鳥獣の保護及び管理を推進していくためには、専門的な知識、技術、経験を有する人材の育成及び確保が重要である。

狩猟は鳥獣の保護及び管理に重要な役割を果たしているが、現在その担い手となる狩猟者は、高齢化とともに減少傾向にあり、今後も鳥獣の保護及び管理に関する専門性の向上を図りつつ適切な人員の確保を図ることが必要な状況となっている。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細かく実施するものとする。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すものとする。

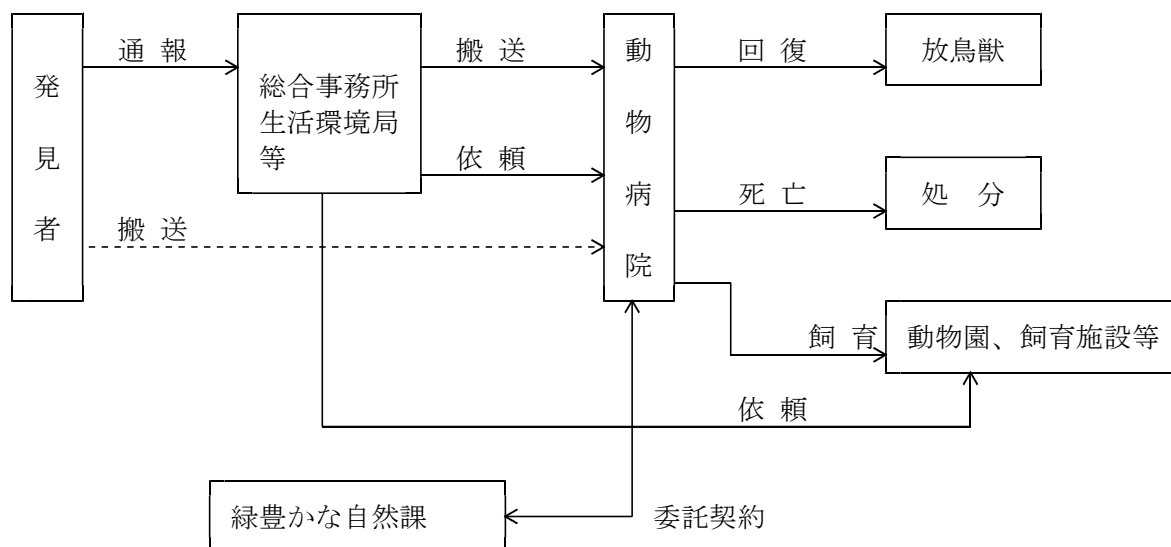
3 入猟者承認制度に関する事項

孤立した地域個体群に属する狩猟鳥獣が農林水産業等への被害が発生している場合で、地域個体群の保護に特に配慮しつつ被害対策への取組が必要な場合は、法第12条第3項に基づいた当該鳥獣の捕獲等にあらかじめ承認を受ける制度の活用等で、適切な地域個体群の保護及び管理を行うことを検討する。

なお、当該制度は特定計画に基づく鳥獣の保護及び管理の一環として行うことにより、当該特定計画の科学的・計画的な保護又は管理がより効果的に推進されることから、特定計画の実施と合わせて活用を図ることを検討する。

4 傷病鳥獣救護の基本的な対応

傷病鳥獣については、基本的に人との関わりにより負傷し自力で生息できないものを対象とすることとし、予察駆除対象鳥獣として指定された種及び外来生物法律において特定外来生物に指定されているソウシチョウ、ヌートリア、アライグマ等については、救護の対象としないものとする。



5 安易な餌付けの防止

鳥獣の安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害を誘引、助長し、個体間の接触が進むことにより感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播等を誘因することとなり、生態系や鳥獣の保護及び管理へ大きな影響が生じるおそれがある。このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣による被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等を積極的に推進するものとする。

鳥獣を観光等に利用するための餌付けについては、鳥獣の生息状況への影響を最小限にとどめるとともに、鳥獣被害、感染症の拡大又は伝播の誘引となることがないように十分配慮する。

また、希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、人身被害の防止、農林作物被害の誘引、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大、伝播につながらないように十分な配慮を行うものとする。

さらに、不適切な生ゴミの処理や未収穫作物の放置は、結果として鳥獣への餌付けにつながり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害、場合によっては人身被害の発生の誘引になることから、鳥獣の生息状況を踏まえながら、その防止について、地域社会等での意識啓発に努めるものとする。

(第26表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
普及啓発	←													→	広報、学習会等	県民 (地域住民等)

6 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザについては、環境省の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(平成23年9月)に基づくサーベイランス(監視調査)を実施する。平成22年度には、全国における発生が確認され、また、同年度に口蹄疫も発生し、口蹄疫に感染し得るニホンジカ、イノシシ等の管理についても課題とされている。

このような野生鳥獣が感染又は伝播し得る感染症については、希少鳥獣をはじめとした鳥獣への影響に加え、人又は家畜への感染のおそれ等による社会的、経済的影響も大きいことから、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の担当部局等と連携し、鳥獣での当該感染症の発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止対策等を実施する。

また、鳥獣行政部局は、地域住民に対して野生鳥獣が感染し、人、家畜等に伝播する可能性のある感染症についての適切な理解を促し、社会的不安の発生を予防するとともに、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局に野生鳥獣の生態等に関する情報を提供することにより、人における感染症の発生予防に資するものとする。

県内では、平成19～23年度にダニにより媒介される日本紅斑熱が6件報告されている。ニホンジカ生息数の増加に伴いダニ等が増加し、ダニが媒介する感染症の増加も危惧されることから、関係部局のより一層の連携強化を図る。

7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

①方針

鳥獣保護思想の普及啓発については、市町村、学校及び関係者・団体等の理解と協力を得て行うこととし、愛鳥週間（5月10～16日）を中心に愛鳥週間ポスターコンクール等の行事を通じて、地域の生物多様性及び自然環境の保全に係る意欲増進を図るものとする。

傷病鳥獣の保護については、基本的に人とのかかわりにより負傷し自力で生息できないものを対象とし、野鳥のヒナについては拾わないよう積極的に啓発するものとする。

②事業の年間計画

(第27表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
愛鳥週間ポスターコンクール	←		→										↔	
野生動物のすみかコンクール	←						→						↔	
愛鳥モデル校の育成	←												→	
傷病鳥獣の保護	←												→	

③愛鳥週間行事等の計画

(第28表)

	平成24年度～28年度	備考
愛鳥週間行事	愛鳥週間ポスターコンクール入賞作品の巡回展示	県内各地で探鳥会等を実施

(2) 野鳥の観察施設等

現在、野鳥の観察施設には、大山オオタカの森（大山町豊房地内・県設）、米子水鳥公園（米子市彦名新田地内）、オシドリ観察小屋（日野郡日野町根雨地内）等がある。

(第29表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
大山オオタカの森	平成15年度	西伯郡大山町豊房	104.5 ha	小広場(6箇所)、観察路(W=3m, L=1,700m)		自然観察会などのフィールドとして活用	鳥取県(鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例)
米子水鳥公園	平成7年度	米子市彦名新田	28.8 ha	ネイチャーセンター(木造2階建て974m ²)ほか	展示室、研究室、展望ホール、観察ホール、視聴覚室、会議室など	一年を通して様々な生き物の営みが観察できる拠点	米子市((財)中海水鳥国際交流基金財団)
オシドリ観察小屋	平成13年度改修	日野郡日野町根雨	22m ²	観察小屋	スコープ等	オシドリの観察	日野町オシドリグループ

(3) 愛鳥モデル校の指定

①方針

小中学校の児童・生徒の情操教育の一環として、愛鳥思想の普及啓発を図るため、愛鳥モデル校を県内に20校指定することを目標とする。

②愛鳥モデル校の活動等

- 1) NPO法人日本野鳥の会鳥取県支部等と連携し、愛鳥活動（探鳥会、巣箱作り等）を実施。
- 2) 愛鳥週間ポスター、野生動物のすみか（巣箱）等コンクールへの応募。
- 3) 県は、愛鳥啓発冊子の配布及び資材の供与等により活動を支援する。

③指定計画

(第30表)

区 分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	12	0	12	12	1	13	13	0	13	13	1	14	14	0	14
中学校	3	1	4	4	0	4	4	1	5	5	0	5	5	1	6
計	15	1	16	16	1	17	17	1	18	18	1	19	19	1	20

(4) 法令の普及徹底

①方針

県民に関係ある事項や、法改正により追加、変更された以下の事項等については、県のホームページ、県広報誌及びパンフレット等により、その周知徹底を図るものとする。

- 1) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制制度（法第12条第1項に基づくかすみ網の使用、法第16条に基づく捕獲目的の所持及び販売等の規制並びに法第12条第1項に基づくとりもち、とらばさみ等の使用規制等）
- 2) 鳥獣飼養登録制度、鳥獣等の輸入等の規制
- 3) 鳥獣保護区、指定猟法禁止区域、特定猟具使用禁止区域等
- 4) 捕獲物又は採取物の放置の禁止等に捕獲に関する留意事項

②年間計画

(第31表)

重点項目	実施時期													実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
鳥獣の捕獲等制度									×				×		広報誌等による周知	一般県民 小鳥等販売業者 狩猟者等
鳥獣飼育許可制度																
鳥獣捕獲規制区域																
捕獲物の放置禁止等 捕獲に係る留意事項								×					×			